

第 6 章 障害児福祉計画

1 第 1 期障害児福祉計画で定める事項

第 1 期障害児福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「国の基本指針」という。）に則して、次の事項を定めます。

- ◇ 第 1 期障害児福祉計画の基本的な考え方
- ◇ 平成 32 年度における数値目標の設定
- ◇ 障害児通所支援等の見込量
- ◇ 地域生活支援事業の見込量

2 第1期障害児福祉計画の基本的な考え方

児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害児福祉計画を策定します。

障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子ども（18歳未満）の支援を行うに当たっては、障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。

このため、障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

3 平成32年度における数値目標の設定

障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域生活支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

目指す方向
<p>【国の基本指針】</p> <p>平成32年度末までに、児童発達支援センター*20を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援*21を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>【県の考え方】</p> <p>国の基本指針のとおりとする。</p>

平成32年度末までに、児童発達支援センターを市内に設置することを目標とします。

また、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。

表6-3-1 児童発達支援センターの設置等の目標値

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの数	1か所	平成32年度末の児童発達支援センターの数
【目標値】 保育所等訪問支援の体制の構築	有	平成32年度末までに保育所等訪問支援の体制を構築する

*20) 児童発達支援センター：地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

*21) 保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目指す方向
<p>【国の基本指針】</p> <p>平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>【県の考え方】</p> <p>国基本方針のとおり。</p>

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に確保することを目標とします。

表6-3-2 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標値

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援事業所数	1か所	平成32年度末までに確保した主に重症心身障害児を支援する児童発達事業所の数
【目標値】 放課後等デイサービス事業所数	1か所	平成32年度末までに確保した主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

目指す方向
<p>【国の基本指針】</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、「圏域」での設置であっても差し支えない。</p> <p>【県の考え方】</p> <p>国基本方針のとおり。</p>

平成30年度末までに、市内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

表6-3-3 医療機関等が連携を図るための協議の場の目標値

項目	数値	考え方
<p>【目標値】 医療機関等が連携を 図るための 協議の場の設置数</p>	1か所	平成30年度末の協議の場の数

4 障害児通所支援等の見込量

これまでの実績等を勘案し、各年度における障害児通所支援サービス等の種類ごとに「サービスの必要見込量」と、「見込量の確保のための方策」を定めます。なお、サービスの必要見込量は、特に記載がない場合は月間の利用者数などです。

表6-4-1 障害児通所支援サービス等

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援
	放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に行う、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援
	保育所等訪問支援	集団生活を営む施設での、集団生活への適応のための専門的な支援
	医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対する支援及び治療
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを居宅に訪問して行う支援
相談支援 障害児	障害児相談支援	障害児支援計画の作成、支給決定後の見直し（モニタリング）等の相談の支援

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【サービスの必要見込量】

現在、児童発達支援の利用者は13人です。

今後、新規利用見込み等を勘案して、平成32年度末の利用者数は、15人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、1人あたり月9日（平成29年度平均利用見込量）の利用を見込みます。

表6-4-2 児童発達支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	13人	14人	15人
必要見込量	117人日分	126人日分	135人日分

② 放課後等デイサービス

【サービスの必要見込量】

現在、放課後等デイサービスの利用者は83人です。

サービス需要の高まりにより、年々利用者が増えており、引き続き増加することが予想されます。今後の新規利用見込み等を勘案して、平成32年度末の利用者数は、121人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、1人あたり月13日（平成29年度平均利用見込量）の利用を見込みます。

表6-4-3 放課後等デイサービスの必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	95人	108人	121人
必要見込量	1,235人日分	1,404人日分	1,573人日分

③ 保育所等訪問支援

【サービスの必要見込量】

現在、保育所等訪問支援の利用者はいませんが、今後の新規利用見込み等を勘案して、平成32年度末の利用者数は、5人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、1人あたり月1日の利用を見込みます。

表6-4-4 保育所等訪問支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	5人	5人	5人
必要見込量	5人日分	5人日分	5人日分

④ 医療型及び居宅訪問型児童発達支援

【サービスの必要見込量】

現在、医療型児童発達支援の利用者はいません。また居宅訪問型児童発達支援は平成30年から新たに実施されます。今後の新規利用見込み等を勘案して、平成32年度末の利用者数はどちらも、1人程度になると見込みます。サービス必要見込量はどちらも、1人あたり月5日の利用を見込みます。

表6-4-5 医療型児童発達支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	1人	1人	1人
必要見込量	5人日分	5人日分	5人日分

表6-4-6 居宅訪問型児童発達支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	1人	1人	1人
必要見込量	5人日分	5人日分	5人日分

《障害児通所支援の見込量の確保のための方策》

障害のある子どもが専門的な療育や発達の支援を受けるためには、一人ひとりのサービス需要に対応するためのサービス量と質を確保することが必要です。今後も適切なサービス量を確保するとともに、地域の関係機関や団体と連携し、サービス内容の質の向上に努めていきます。

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

【サービスの必要見込量】

現在、障害児通所支援の利用対象者は113人です。

平成32年度末には、新規利用者分を含めて37人分の障害児相談支援の利用を見込みます。

表6-4-7 障害児相談支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	29人	33人	37人

※障害児相談支援は、毎月実施、6か月ごとに1回実施、1年ごとに1回実施など、利用者それぞれで時期が異なります。「必要見込量」は月の平均見込量です。

《障害児相談支援の見込量の確保のための方策》

計画相談支援と同様に、障害者基幹相談支援センターを軸として、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制作りを構築していきます。

② 医療的ケア児等コーディネーター

【サービスの必要見込量】

医療的ケア児や重症心身障害児等が地域で安心して暮らせるよう、支援が適切に行える人材を確保します。

表6-4-8 障害児相談支援の必要見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必要見込量	1人	1人	1人

《医療的ケア児等コーディネーター見込量の確保のための方策》

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の専門職が、県による養成研修を受講・修了することで、人材養成を進めます。

また、医療的ケア児等の家族や関係機関に対し、このコーディネーターの周知を図ります。またコーディネーターが障害者支援協議会に出席し、保健、福祉、教育等の連携を図ります。

5 地域生活支援事業の見込量

鶴ヶ島市では、障害のある子どものための地域生活支援事業として次の事業を実施します。

- (1) 日常生活用具給付等事業
- (2) 移動支援事業
- (3) その他の事業

地域生活支援事業の実施に関する考え方及びその種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

必要見込量は、年間の実利用人数です。

(1) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある子どもで、自立生活支援用具などの日常生活用具を必要とする子どもに対し、日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要見込量】

表6-5-1 日常生活用具給付等事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	374件	421件	474件
介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	367件	414件	467件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件

《日常生活用具給付等事業の見込量の確保のための方策》

障害のある子ども（及び介助者）が容易に使用でき、実用性があるものを確保します。品目によっては、業者の見積もり合わせを行い、障害のある子どもの視点に立った効果的・効率的な事業実施を図ります。

市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象児の把握に努め、対象となる子どもへの情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

(2) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある子どもに対して、外出のための支援を行い、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

基本支援では個別支援及びグループ支援を行います。車両移送では移送支援サービス事業として、常時寝たきりの状態又は常時車いすを利用している障害のある子どもについて、車いす又は寝台に乗りながら乗降できる移送用専用車両による外出などの支援を行います。また、公共施設、駅などの利便を考慮した「つるバス・つるワゴン」（市内公共交通運行事業）の利用料を免除することにより、外出の際の移動を支援します。

【必要見込量】

表6-5-2 移動支援事業の見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
基本 支援	個別支援	6人	7人	8人
	グループ支援	60時間/月	63時間/月	66時間/月

※基本支援(個別支援・グループ支援)の見込量は、1か月当たりの利用時間とします。

《移動支援事業の見込量の確保のための方策》

移動支援事業、移送支援サービス事業については、NPO法人などに事業費補助金を交付して実施します。

「つるバス・つるワゴン」については、特別乗車証を交付します。

市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

(3) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業では、身体障害のある子どもの地域における生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。

【必要見込量】

表6-5-3 訪問入浴サービス事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	1事業	1事業	1事業
	1人	1人	1人

② 日中一時支援事業

日中一時支援事業では、障害のある子どもの日中における活動の場の確保と、障害のある子どもを介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

【必要見込量】

表6-5-4 日中一時支援事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	5か所	5か所	5か所
	17人	16人	15人

③ 巡回支援専門員整備事業

発達障害などに関する知識を有する専門員が保育所に訪問し、保育士や保護者に対して障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行います。

【必要見込量】

表6-5-5 巡回支援専門員整備事業の見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
巡回支援専門員整備事業	3か所	3か所	3か所
	6回	6回	6回

※見込量は、保育所数、延べ訪問回数とします。

《その他の事業の見込量の確保のための方策》

鶴ヶ島市が直接行う事業以外は、社会福祉法人への事業の委託や社会福祉法人又はNPO法人などに事業費を補助し実施します。

6 障害のある子どもの定量的な目標の設定

子ども・子育て支援を希望する障害のある子どもが、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害のある子どもの受入れの体制整備を行い、地域社会への参加・包容を進めます。

表6-6-1 障害のある子どもの保育所等の利用希望人数
及び受入可能人数

施設名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用希望 人数	受入可能 人数	利用希望 人数	受入可能 人数	利用希望 人数	受入可能 人数
保育所	7人	7人	8人	8人	9人	9人
認定こども園	1人	1人	2人	2人	3人	3人
放課後児童健全育成事業 1)	28人	28人	29人	29人	30人	30人
幼稚園 2)	3人	3人	4人	4人	5人	5人
特定地域型 保育事業 3)	1人	1人	2人	2人	3人	3人
認可外（地方 単独事業） 4)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

1) 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

2) 私学助成の対象である幼稚園を含む。

3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設